

労働安全衛生規則改正（木材伐出機械等関係）

～平成26年6月1日施行～

林業では、近年導入が進んできている車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械）による死亡災害を含む労働災害が発生してきていることから、そうした労働災害を防止するため、次の措置を義務付けることについて、労働安全衛生規則の改正を行ったものです。

- 1 車両系木材伐出機械に関する措置
ヘッドガードなどの設置、作業計画の作成、危険箇所への立入禁止 など
- 2 機械集材装置や運材索道に関する措置
現行の労働安全衛生規則での措置のほか、新たに作業計画の作成 など
- 3 簡易架線集材装置に関する措置
作業計画の作成、空中での運搬の禁止 など
- 4 特別教育の実施
1,伐木等機械、2,走行集材機械、3,簡易架線集材装置・架線集材機械の運転の業務に従事する労働者に対する安全のための特別の教育の実施

規制対象となる木材伐出機械等

車両系木材伐出機械（動力を用い、不特定の場所に自走できる機械）

伐木等機械



走行集材機械



架線集材機械

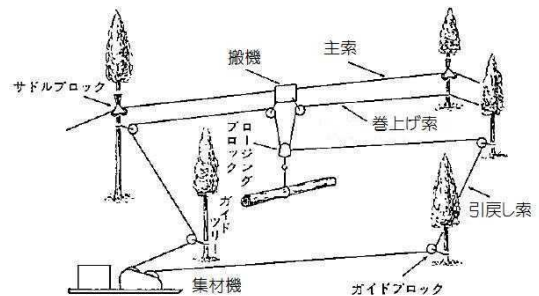


集材装置（集材機、架線、支柱等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、運搬する設備）

簡易架線集材装置



機械集材装置



必要となる措置の概要

：新設（一部改正を含む）		：既存		伐木等機械	走行集材機 械	架線集材機械	簡易架線集材 装置	機械集材 装置等
機械・ 装置によ る作業で の危険防 止	一般的な措置（ヘッドガード等の設 置、地形等の調査、作業計画の作成、 最大使用荷重等の厳守、制動装置等の 点検と補修、作業指揮者 他）							
	車両の転倒、逸走等の防止（制限速度 の設定、幅員の確保等、運転位置から 離脱する時の逸走防止（ ） 他）						（ のみ）	（ のみ）
	機械との接触、飛来落下等の防止（危 険箇所への立入禁止、運転席の防護柵 等、運転中の離脱の禁止 他）							
	伐木作業及び造材作業での危険の防 止			-	-	-	-	-
	車両の走行による集材作業での危険 の防止（走行時の荷台への乗車禁止、 積載時の荷崩れ防止措置 他）			-		-	-	-
	ウインチによる作業での危険の防止 （ワイヤロープの安全係数、不適格な ワイヤロープの使用禁止、点検、合図）			-				
	集材装置による集材作業での危険の 防止（制動装置等の設置基準、最大使 用荷重等の表示、架線集材機械を集材 機として用いる場合の措置 他）			-	-	-	空中での運搬 の禁止	主索の検定等
機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育 の実施								

施行日等

1 施行日

平成26年6月1日

平成26年12月1日（安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育対象業務の追加）

2 経過措置

今般の改正により、車両系木材伐出機械並びに機械集材装置及び簡易架線集材装置の集材機については、機械の構造に係る規定（ ）を新設した。これらの規定については、施行日の前日において既に製造しているもの 現に存するものを使用する場合は、平成26年11月末日までの間は適用しない。

機械の構造に係る規定：原則として、前照灯、堅固なヘッドガード、原木等の飛来等による危険を防止するための設備（運転席の防護柵など）を備えること。